

総務常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第 90 号 令和 8 年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中 1 款 議会費 2 款 総務費	全部 1 項 総務管理費 2 項 徴税費 3 項 戸籍住民基本台帳費 4 項 選挙費 5 項 統計調査費	1 目 7 節を除く
5 款 労働費 9 款 消防費 10 款 教育費	全部 全部 1 項 教育総務費 3 項 中学校費 5 項 社会教育費 6 項 保健体育費	1 目 12 節、13 節、8 目を除く 1 目、2 目、3 目を除く
第 2 条 繰越明許費中 2 款 総務費 第 3 条 債務負担行為の補正	全部	市議会議員選挙執行経費、図書館窓口業務等委託料

○歳入 第 1 条中の歳入予算の補正及び第 4 条地方債の補正

- 議案第 97 号 八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 98 号 八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 99 号 八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 100 号 八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 101 号 八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 103 号 学習者用コンピュータの買入れについて
 議案第 104 号 処分事件の報告及びその承認を求めることについて
 (令和 8 年度八戸市一般会計補正予算の処分)

● 請願審査

令和 8 年請願第 1 号 非核三原則の堅持を求める請願

[総務協議会]

○ 所管事項の報告について

- ・ 自動車破損事故に係る損害賠償額の専決処分について

議案第 97 号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

スタジアム等候補地検討委員会及び斎場・霊園運営検討委員会を設置するためのもの。

2 改正の内容

(1) 八戸市附属機関設置条例

新設する附属機関

名称	担任する事務
八戸市スタジアム等 候補地検討委員会	スタジアム等の候補地に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
八戸市斎場・霊園運営 検討委員会	八戸市斎場並びに八戸市東霊園、八戸市西霊園及び八戸市南郷中央霊園の安定的な運営に関し必要事項について調査及び検討をし、意見を述べること。

(2) 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

上記(1)の一部改正に伴い、委員の報酬及び費用弁償を定める別表を一部改正

3 施行期日

八戸市スタジアム等候補地検討委員会：公布日

八戸市斎場・霊園運営検討委員会：令和8年10月1日

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し、特定暗号資産取引における譲渡所得等に係る課税の特例の創設、家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点の引上げその他所要の改正をするためのものである。

2 改正の主な内容

《個人市民税》

- (1) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）※の適用期限を 5 年延長

現 行	改 正 後
居住開始年が平成21年から令和7年までの間である場合に、平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人市民税から控除	居住開始年が平成21年から令和12年までの間である場合に、平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人市民税から控除

※）住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額を個人住民税から控除する制度（控除期間は最長13年間）

- (2) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲に、所得税において源泉徴収を要しない公的年金等※¹の支払いを受ける者のうち、次のいずれかに該当する者を追加※²

〔追加範囲〕

- ① 次のいずれかの者を有する者

- ・ 特定配偶者
- ・ 扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）
- ・ 特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）

- ② 納税義務者本人が次のいずれかに該当する者

- ・ 障害者
- ・ 寡婦
- ・ ひとり親

※ 1）65歳以上の者にあつては205万円未満、65歳未満の者にあつては155万円未満

※ 2）上記の者について、現行では扶養親族等申告書の提出が任意となっているが、これを義務化することにより、個人市民税の賦課決定における扶養控除等の適用に向けて必要な情報を的確に把握できるようにするためのもの

- (3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例^{※1}について、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡^{※2}に該当する場合であって、その譲渡した土地等が次の区域内に所在するときは、その特例の対象外とするもの

〔対象外とする区域〕

- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・浸水被害防止区域

※1) 譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超える土地等の資産を譲渡した場合の所得に係る税率を軽減する特例

※2) 1000㎡以上の一団の宅地の造成や都市計画区域内における25戸以上の一団の住宅の建設などを行う者に対する土地等の譲渡

- (4) 特定暗号資産[※]取引に係る譲渡所得、事業所得及び雑所得について課税方式を分離課税とするもの

	現 行	改 正 後
課税方式	総合課税 (雑所得として他の所得と合わせて課税)	分離課税 (他の所得と分離して課税)
税 率	個人市民税所得割 6 %	個人市民税所得割 3 %

※) 暗号資産のうち、その名称が金融商品取引業者登録簿に登録されているもの等をいう。

《固定資産税》

- (5) 家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点[※]の引上げ

	現 行	改 正 後
家 屋	20万円	30万円
償却資産	150万円	180万円

※) 同一の納税義務者が当市の区域内に所有するすべての土地、家屋又は償却資産の課税標準額の合計が、それぞれ一定の額に満たない場合は課税されない制度

《その他》

条項ずれ、その他所要の改正を行う。

3 施行期日

- 《個人市民税》 2(1)・(2) 令和9年1月1日
 2(3) 令和10年1月1日
 2(4) 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第64号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

- 《固定資産税》 2(5) 令和9年4月1日

八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の 公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

市議会議員及び市長の選挙において候補者が使用する選挙運動用自動車の費用に係る公費負担の限度額を改定し、その他規定の整備をするためのもの。

2 改正の概要

最近における物価の変動等を踏まえ、国政選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費に係る限度額を引き上げた公職選挙法施行令の一部改正に準じ、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額を引き上げるもの。

	現 行	改 正 案
運送契約料	51,500 円	64,500 円
レンタカー代	13,390 円	16,100 円
燃料代	7,210 円	7,700 円
運転業務報酬	10,000 円	12,500 円
公費負担限度額	51,500 円	64,500 円

3 施行期日

公布の日

八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の
公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

市議会議員及び市長の選挙において候補者が作成する選挙運動用ポスターの費用に係る公費負担の限度額を改定するためのもの。

2 改正の概要

最近における物価の変動等を踏まえ、国政選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げた公職選挙法施行令の一部改正に準じ、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるもの。

	単 価
現行	$\frac{246,170 \text{ 円} + 11 \text{ 円 } 33 \text{ 銭} \times (\text{掲示場の数} - 500)}{\text{掲示場の数}} \div 393 \text{ 円 (※)}$
改正案	$\frac{609,690 \text{ 円} + 30 \text{ 円 } 73 \text{ 銭} \times (\text{掲示場の数} - 500)}{\text{掲示場の数}} \div 974 \text{ 円 (※)}$

(※) 直近選挙の掲示場数 (630 か所) で試算

3 施行期日

公布の日

八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

市議会議員及び市長の選挙において候補者が作成する選挙運動用ビラの費用に係る公費負担の限度額を改定するためのもの。

2 改正の概要

最近における物価の変動等を踏まえ、国政選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げた公職選挙法施行令の一部改正に準じ、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるもの。

	現 行	改 正 案
ビラ 1 枚あたりの 公営単価	7 円 51 銭	8 円 38 銭

3 施行期日

公布の日

○総務常任委員会付託

番号	令和 8 年請願第 1 号	受理年月日	令和 8 年 9 月 1 日
件名	非核三原則の堅持を求める請願		
提 出 者	青森県平和推進労働組合会議 三八地方本部 議長 間山 正茂		
紹介議員	山名 文世		
要 旨			
非核三原則——核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずは、1967 年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、1971 年には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、国是として位置づけられ、歴代内閣もこれを堅持してきた。 また、我が国は被爆国として核兵器のない世界を希求し、1995 年以降、毎年国連に核兵器廃絶決議案を提出してきた。さらに、国連の場においても非核三原則を堅持する立場を公式に表明し、我が国及び地域の安定に一定の役割を果たしてきたものと考えられる。 しかしながら、現在、安全保障関連三文書の改定に向けた議論が与党内で開始されており、これに伴う非核三原則の見直しを懸念する声がある。核兵器を取り巻く国際情勢が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核三原則は我が国と地域の安全を築く基盤として、今後も確実に守られるべきものである。 広島と長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返さないため、被爆の実相を後世に伝えつつ、非核三原則を堅持し、核兵器のない平和な世界の実現に向けた努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命である。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、日本政府に対して意見書を提出してくださるよう請願する。 【請願事項】 ・ 非核三原則を国是として堅持すること。 提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣 総務大臣 外務大臣 防衛大臣			

令和 8 年請願第 1 号 非核三原則の堅持を求める請願について

1. 非核三原則の概要

(1) 原則の内容

核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」の三原則を指すもの。

(2) 原則の表明

1967 年（昭和 42 年）12 月 11 日の衆議院予算委員会において、佐藤栄作内閣総理大臣によって表明された。

以降、歴代政権は三原則を堅持する立場を取ってきた。

(3) 法的位置づけ

三原則のうち「核兵器を持たず」「作らず」の 2 つについては、1955 年（昭和 30 年）に締結された日米原子力協力協定、国内法の原子力基本法及び国際原子力機関（IAEA）、核拡散防止条約（NPT）等の批准で法的に禁止されている。

ただし、非核三原則は国会決議であり、法律や条約ではないため、「核兵器を持ち込ませず」には法的な拘束力はないとされている。

2. 国の取組

(1) 国会決議

1971 年 11 月、非核三原則を守るべきとする衆議院決議「非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議」が採択され、その後も「非核三原則を国是とする」という表現の決議が 5 回行われた。

- ①1971 年（昭和 46 年）11 月 24 日 非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議
- ②1976 年（昭和 51 年）4 月 27 日 核兵器不拡散条約採決後に衆議院外務委員会において採択された決議
- ③1976 年（昭和 51 年）5 月 21 日 核兵器不拡散条約採決後に参議院外務委員会において採択された決議
- ④1978 年（昭和 53 年）5 月 23 日 国際連合軍縮特別総会に関する第 84 回国会・衆議院本会議決議
- ⑤1981 年（昭和 56 年）6 月 5 日 核軍縮に関する衆議院外務委員会決議
- ⑥1982 年（昭和 57 年）5 月 27 日・28 日 第 2 回国際連合軍縮特別総会に関する衆議院本会議決議及び参議院本会議決議

(2) 政府による表明（「非核三原則を堅持する」）

- ①2011 年（平成 23 年）8 月 6 日 広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式での菅総理挨拶
- ②2011 年（平成 23 年）8 月 9 日 長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典での菅総理挨拶
- ③2011 年（平成 23 年）10 月 11 日 「グローバル・ゼロ」サミットへの野田総理メッセージ

3. 八戸市議会の取組

平成7年6月21日に「八戸市平和都市宣言」を市議会の総意により宣言。

内容：恒久平和の実現とあらゆる国の核兵器の廃絶。

4. 八戸市の取組

(1) 平和に関する取組等

- ・平和首長会議への加盟（H21.11.1～）
- ・「原水爆禁止国民平和大行進」への市長メッセージの送付（毎年）
- ・原爆死没者の慰霊並びに平和祈念の黙とう（毎年 8/6、8/9、8/15）
- ・「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」への署名（H29 年度）
- ・原爆パネル展（写真・ポスター・絵画）の開催（毎年）（今年度:R08.8.6～17）

(2) 八戸市議会定例会における市長答弁

令和8年6月議会における苫米地議員の質問「市長として非核三原則の堅持について国に働きかけるべきと考えるが、市長の考えを伺いたい」に対する市長答弁。

- ・非核三原則は歴代の内閣総理大臣に遵守されており、現内閣においても同様であると認識している。
- ・平和都市宣言を行い、平和首長会議の一員でもある八戸市の市長として、広島と長崎に原爆が投下され、多くの命が失われた過去の悲惨な経験を二度と繰り返してはならないという、平和に対する強い思いを持っている。

5. 八戸市議会に対する同様の請願・陳情への対応

これまで、非核三原則に関する請願・陳情等はない。

関係する請願・陳情については、平成26年2月に原水爆禁止青森県協議会より「日本政府に核兵器全面禁止の決断と行動を求める意見書の採択を求める請願」が出され、2度の継続審議を経て採択されている。

また、日本政府に対し核兵器禁止条約への署名・批准を求める請願・陳情が平成30年、令和2年、令和3年、令和7年に提出されているが、採択されたものはない。

※県内10市の市議会に対する同内容の請願・陳情等については、現在、青森市議会にのみ議員からの意見書として提出されており、令和8年度9月定例会で審議される予定。

(参考) 県内40市町村の取組

- ・平和首長会議 40市町村加盟
- ・平和都市宣言その他 38市町村実施（未実施：三沢市、六ヶ所村）

※県内9市が公開している市議会一般質問で非核三原則についての質問無し。

自動車破損事故に係る損害賠償額の専決処分について

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 発生日時 | 令和8年6月16日(火) 午後6時40分頃 |
| 2 | 発生場所 | 八戸市根城五丁目11番42号 八戸市立根城中学校正門 |
| 3 | 事故の概要 | 被害者は本校に生徒の迎えのため学校敷地内に自家用車で進入した。校門を通り過ぎた後グレーチングの上を通過したところ、グレーチングが跳ね上がり運転席側フロントタイヤハウスに挟まった。グレーチングが挟まった状態で数メートル運転したため、運転席側フロントタイヤハウス周辺が破損した。 |
| 4 | 損害賠償額 | 26,290円(全国市長会学校災害賠償補償保険より同額給付) |
| 5 | 専決処分月日 | 令和8年9月3日(木) 処分第18号 |